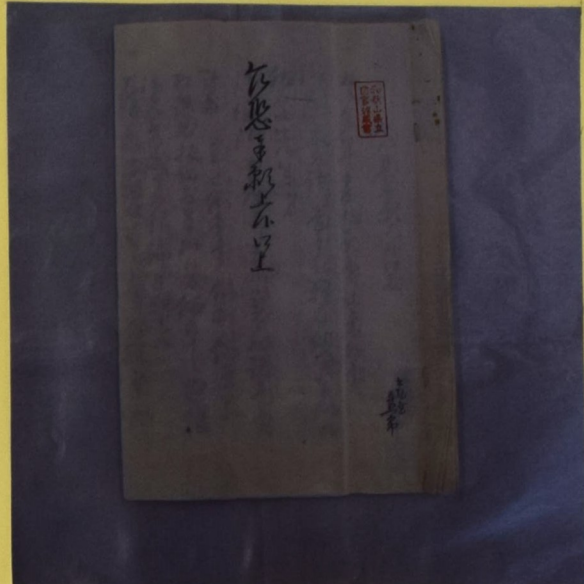
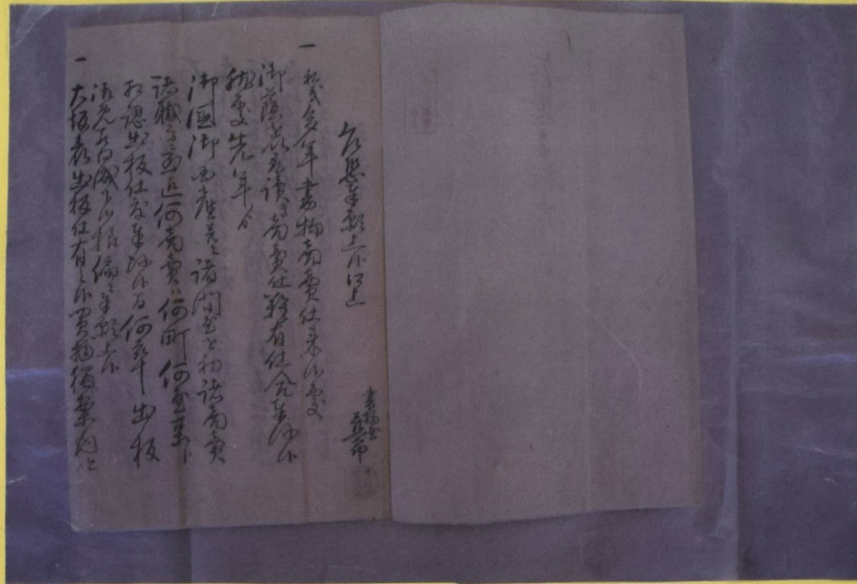
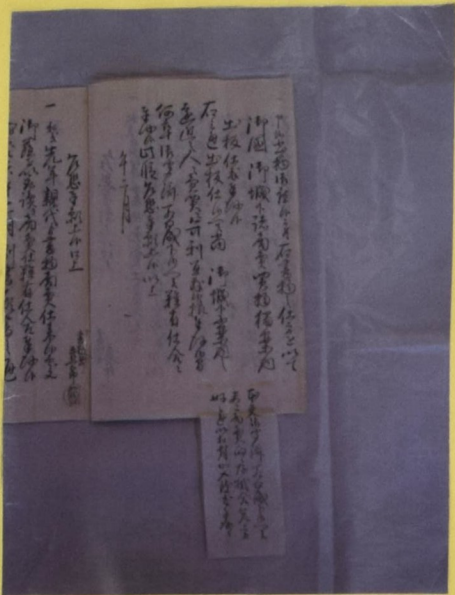


坂本屋喜一郎家文書

①



「乍恐奉願上候口上（他所者十返舎一九当所にて商売向き開板願一件につき）」
(県立図書館移管資料 9231-6)

解説

文政年間（1810 年末）から慶応年間（1860 年代）にかけて、江戸や大坂では、『商人買物独案内』や『江戸買物独案内』という買い物ガイドが出版され、好評を得ていました。喜一郎はこれらに目をつけ、和歌山で買い物ガイドの出版を実現しようとした。

当時、幕府や諸藩は、政治批判や風俗悪化を防ぐために、厳しい出版統制を行っていて、出版の際は町奉行所の許可が必要でした。喜一郎はこれに基づき、天保5年（1834）に上記の『和歌山買物独案内』の出版願を提出しましたが、許可されませんでした。



【翻刻】

書物屋

乍恐奉願上候口上 喜一郎⑧

一私義、多年書物商売仕来候処、

御蔭を以取続き商売仕、難有仕合奉存候、

然処、先年、

御国御産并二諸問屋を初諸商売、

諸職方二至迄、何商売八何町何屋某ト

相認出版仕度奉存候間、何卒出版

御免被為成下候様、偏二奉願上候

一 大坂表出版仕有之候買物独案内と

申候書物御座候二付、右書物の仕方を以て

御国御城下諸商売買物独案内

出版仕度奉存候、

右之通出版仕候へ者、当御城下不案内之

遠近之人々、売買二并利宜敷候様奉存候間、

何卒御聞濟被為成下候へ者難有仕合二

奉存候、此段乍恐奉願上候、以上

午二月

（付箋）

「本文御聞濟被為成下候へ者、

夫々商売向へ及掛合、先方

好之通以相対加入致度奉存候」

【大意】

恐れながらお願いいたす口上書き

一私は長年にわたり書物関係の商売を致して参り

ましたが、お陰様で引き続き商売が成り立ち、有

難き幸せと思っております。さて、以前から御国

の産物と、これを扱う諸問屋を初め諸小売商・諸

職人に至るまで、何の商売は何町の何屋某（とい

う店がある）としたため出版致したいと思いま

すので、どうか出版の御許可を下さいます様に、た

だただ願ひ上げます。

一 大坂で出版いたした『買物独案内』という書物が

ございますので、右の書物の仕方で、『御国御城

下諸商売独案内』を出版致したいと思ひます。

右の通り出版致しましたならば、当御城下に不案内

の遠方の人々にとつて、売買に便利になる様に思ひ

ますので、どうか御聞き入れ下さいますれば有り難

いことと存じます。この件、恐れ多いことですがお

願ひ申します、以上。

（付箋）

「本文をお聞き入れ下さいましたならば、それぞれ

の商人に交渉をして、先方の希望通りに、合意の上

で（記載する商人達の中に）加えたいと思ひます。」